武家名目抄稿

弓箭部

六

和書門 類
二五二〇六 號
七七 函
九 架
四四九 冊
四五一

内閣文庫
和書 類
二五二〇六 號
四五大 冊
一五三 函
一三 架

内閣文庫
番號	和	25206
冊數	457(288)	
函號	153	275

国立公文書館 National Archives of Japan

図書局文庫

武家名目抄稿苐六冊

弓箭部三下目録

鳥打

大鳥打

イキナヒ

弣

弣角

取柄

日本政府図書

握
草
矢摺藤
蕪藤
音木 今无
弓ノハ
羽フトイ 又羽タカイ
羽ホソイ 又羽ヒクイ

弓張カホ
弓張カハ
弓鰾膠折
弓力
弓ノ村
弓杖
幾杖
幾フクラ

国立公文書館
National Archives of Japan

幾枝 今无

幾張 又幾㧞

弓袋

モト袋

弓臺

弓櫝 今无

弓筒

弓掛

シツヒ
鞢

武家名目抄稿第六冊

弓箭部三下

鳥打

平家物語云宇治川条よしつねその日の装束にハ中黒廿四さいたるきりふ乃矢おひしけとうの弓はとりうちの本を帋ひろさ一寸ハかりに切てひたりまきに巻たり是そ今日の大将軍乃しるしとハ見えし

長門本平家物語云（義経自関東如院参条）義経赤
地錦乃ひたゝれに萌黄のから綾縅の鎧
に鍬形うちたる甲ハ手にしてもたせ
黄金作の太刀をはきたりける弓のとり
うちの程に紙を一寸はかりにきりて南無宗
廟八幡大菩薩と書て左巻に巻たりけり
薩久軍物語云 三ゝ平九郎判官為ねよし
をしよせてはふきつ見あふとてあらて一

見えぬさいつれまつく見ん関もあへにたんちこ
そい為かうきこう程ありとてまかりてそ
あちられハ平九郎まうくみんにむちたりゆ
るまてれ竹らはさ師をまくといゝなりてゆ
んてのうまふあらんて乳之あはりまの
くにのちう人以たの（京田）ひまのせういゐひの
まふあるりてむまより落て死にけり
義貞記云藤鬼ノ鎧弓ノ鳥打ニ長藤ヲ巻

事是大将ノ験也
今川大双帋云弓ハ鳥打といふ所ある事人
王三十九代めい天皇の御時海ゑんのもの弓
にけらんする弓の上活みし打ところすゑまり
て付いそれに鳥打と云也鳥打よりハ上活
一天二三寸ゝ内也
軍陣聞書云弓の鳥打と云事子細ある事
し弓をおこゑし ぬるとある弓し鳥とハ雑

弓のあん鳥打事あり
吏木抄云小鷹将信実朝臣
鶴切る秋の弓の枕あつさ弓とも　とよまり
打所宿こそ三寸けれ

大鳥打
弓倭大双紙云主人の所弓を張りて進事ハ
うへ弭を取弓弦とも二人として張を故実
とや弓張時ハ弓弭も弓の裏弭を女

うしろにあてし張なりひたしく當て張には弓
把押打事有なり二人して張には大かた打
の所とうら弭の所に手を副まするとな
をはらしとれは弓ゆかむなり

イキ十七

木間流聞書云弓袋にはかりて上を三寸
井上乃名をつるかひといふなり秘之し
又云弓杖打事 中略 弓にてつるかひをとる

何にても一枚なかり弓張ても遠近を知
るへし

弣

和名類聚抄云名云弓末曰彇 音蕭 和名由美波數 中
央曰弣 音撫 和名由美都加
五 甲陽軍鑑云にきりをつるといふなり

弣角

延喜式兵庫寮式云造弣角長功日十枚中

切日八枚短切日六枚

取柄

御禊行幸服飾部類寛元四年十月廿四日

陽龍記云随身六人（斂着左・華尻鞘弓巻樺 并紺組取柄巻青地錦）

握

今川大双紙云弓のにぎりを拵数ハ七九十

一也外皮乃わきより巻てしめ藤竹乃内

かくしてとめて

光源院殿御元服記云御弓一張白木也不

張ニシテ捲ノ上ヲ引合紙二重ニ取リ堅紙

ニシテ包ミ水引ニテ結弦御テウツ神頭

一手也引合ニテ包之御鞭二筋熊柳ヌリ

タルト紫竹ト也何モ朽木民部少輔植綱

調進之

伊勢貞順記云人の弓を不空の時ハにぎり

をもちて弓をハ本白論あり自然文心あ

ヶ方へハ甚滞りも出ル分換乃儀ト記し
も分別ハへとも為負候ぬ此注意
出陣聞書云軍陣ニて弓を持へき事弦をさ
さへありて弓の外ハ方様う用心せらし
て例式のこと〳〵如何にて可持かたく
き事候て了て弓ハみぎりの事大笠懸
此時ニよりて弦皮ありて軍陣も同前
也然ル時ハ弦皮ありて賦箙ありて軍陣ニハ不

昔あり同しくハ弦皮可然あり

握革

延喜主税寮式云造弓一張断漆二夕弦枲
一两二分弭絲二銖弣鹿革一條圍四寸
又兵庫寮式云裁弣韋長功七十條中功六
十條短功卅五條纏弣長功卅五張中功廿
五張短功十五張
今川大双紙云弓を貴人ニ出様ハ弦の手まて

搭革の下を云尤此手まて本法の下を云右の
膝を立て尤此膝をつきてたしてふ付て可
出也
弓馬問答云掻革の数の事七九十二十三
也七九ハ草鹿の為也十二を丸物軍弓矢
乃射ハ革を細くけて巻也
高忠聞書云まきかは此巻柄の事と竹の内う
とハ此竹と木とのあひより備き出すへし巻とむ

る也上下三巻ゆふハあひしあるへしとあるへし下巻
へし中我みあひを立て手たまるのある柄ふ
巻へし如此数いてまきとハ何きまへぬあり
人の手によるへし革ハ黒革赤革白木
此巻柄あるゆるはあひを結をたしを備
あり又ちし此ゆハふとへ革にても巻し可す
異儀也
大略手抄云にきは此巻ゆり此事（中略）如きの

数いく〳〵ありとハ不定なりあつて口伝あり又に
ことにかたけも不定人の手にあまる一草ハく
諸草にあり志て味もてらへ出も出す
同事あり内にて此らにハ略すへ〳〵ハあれて出すも
不苦略なるあり其まゝ数の事大方ハ九其まゝ
結ハ外竹のうへ九其外のうへ十其まゝと
〳〵心得あるを口伝にあり
同本記云おほ〳〵〳〵ハにこと〳〵縁切〳〵ハ

むめてゑ此かつてもちゆ一口伝あり
甲陽軍鑑云おほまり草始一草軍陣ハ二
ゑん草常ハ志らすに草
武具要説云山本勘助申分信濃守申而も
小山田置弾正と申す名人猶を常にハ度
にて参ル一乗戦場に持せて稗乃細縄にて
参たると度所ハいつか道理有之事にて可
有之候ハ

矢摺藤

燕藤

家中竹馬記云　弓の矢摺とう藤をは必つくへし弓外ハ法もなき事につけなり但に
まり此さはにて候方に法ニなき事ハ軍陣に
て持弓につけなり
弓忠聞書云弓にとうはつゝへき事うしハ
す六寸矢すり五寸もとすゝ五すん法なりとし

とう此数定まりすはすゑのうらにハつゝハてまく
るしかゝすれ
弓馬名所記

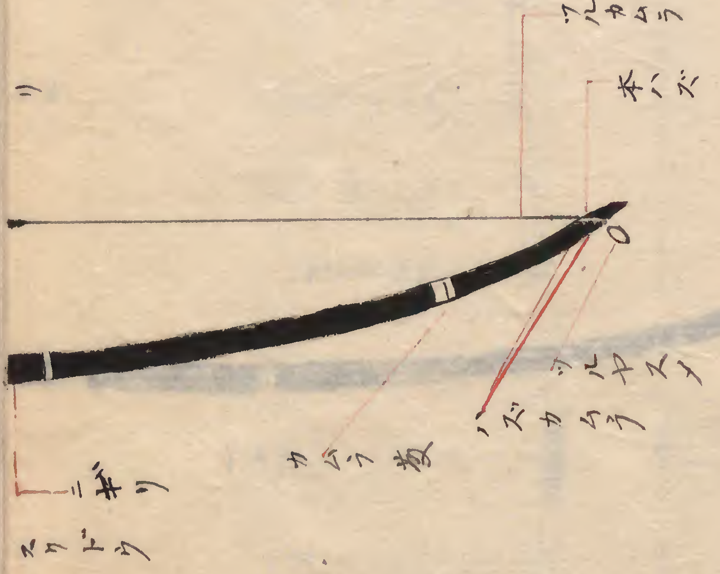

甲陽軍鑑

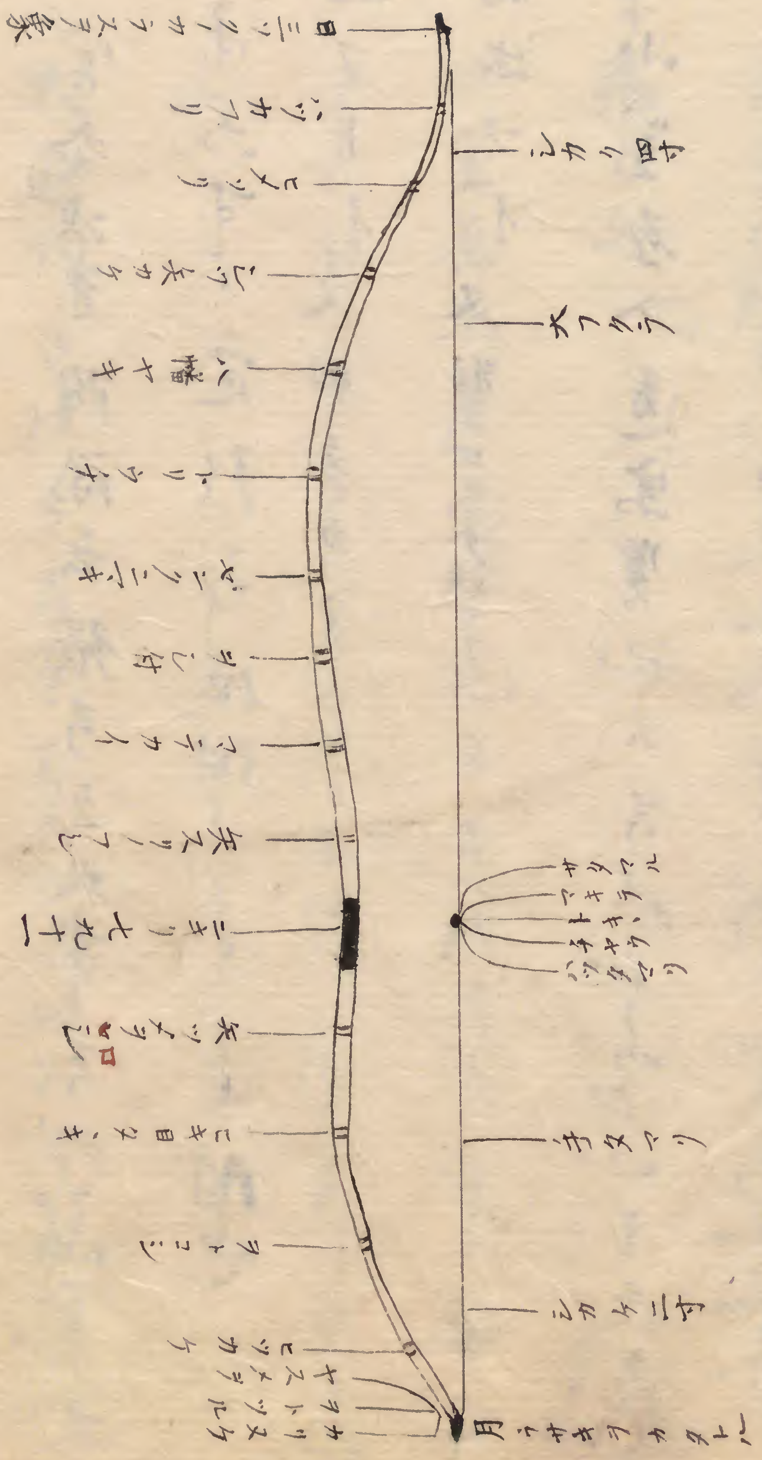

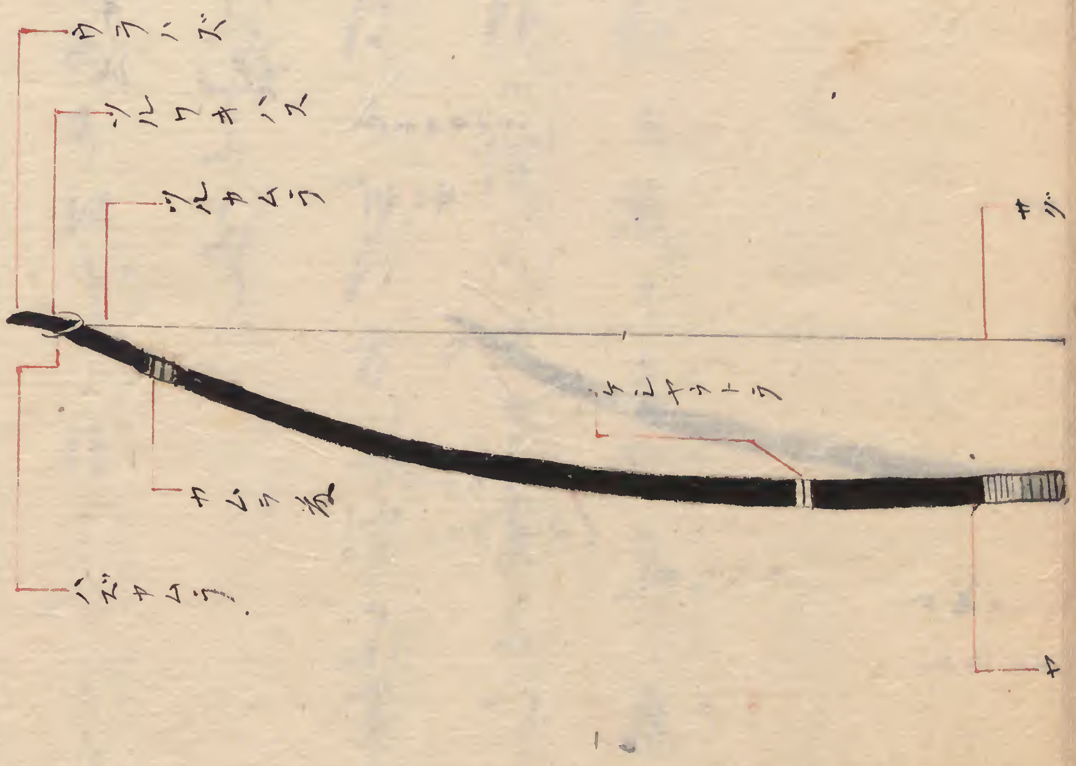

弓ノハ

宮参次第附録云張弓之大事弓のはの事本

中六寸と定むる事を附とさるる間也

羽フトイ　又羽タカイ

羽ホソイ　又羽ロクイ

小笠原入道宗賢記云弓はをもとゝいふをたちひ

とゆへ弓とつるとのあひのひろさ也又をも

をいそひといふ云ハ弓とつるとのあはせえ

弓事也此時をふとといふといひてをなをひといひて

よはきをはいとといふ時てたかひといとといふなり

弓張カホ

小笠原入道宗賢記云弓はなりかほは

よきあしきをハなまかおのよきあしきといふ

ふ

犬追物手組云弓をはりつる時ハうらうちをは

此絃輪をよく見てすくにかゝりたるハをのま

ま直向にかまへハ弓をおしてすまれ様よろしは
すゑを押あけ左のひざにあて右の手にて弦
輪をとりてくるへ弓をひざにふまへあて能
右の手にてはりたるをとる右の手をば心
をまへ置て弦を引しれ弓を上へおしあげて
より弭をとへし弓しては弦のまし弓をおれ
をしあてて弦をとへしをしかられ時ハ立
弓のうらも文ハひざにてはさてる弦をはれて

弓張力ハ
岡本記云弓に一の矢と中車有る
あるつしまり弓把そ弓ハを手つて弓ふ
まへつる弓まつ矢を法るも也
土岐家聞書云弓代張の弦を法るるとふも
ちゃし

弓鰾膠析
岡本記云弓のつつはりとぶハいつまでもえを

もきらすゐゑてもゐぬ弓をたのみ又ハい
なふとふおしあてゝすゑるを人なとう
つゝせて張て弓を引してなる事をゑ
おりあらし常ふ人の中也

職人尽歌合弓張乃絵詞云
此弓ハ張をまいらん末そに一あり
大事なるつき

弓力

高忠聞書云弓此力乃事常ハ二人力三人
力一張力一張きなるのなと人いふ事ハあれ
ぬ事なりいかほとの力を人の一張の力といひ
ふへきそやあしあて一張力といふへき事
いひうしき子細なり物語なとにハ我等ハ
仕ハ弓二張合とらねと三張合ありなと
ハいふへきなり

又云弓強一力二力といふ事ハ弓強けつり

とる本竹の弓を左方の手にてつかふ
まりて手に此内一もいある弦一力と云なり清
よしもはりたる事にてなき程に
れきりなりさせハ弓の一ちのり二力なし
云事ハ弓をけつりてなりてハたえぬ事也
家中竹馬記云弓弦一力二力清まきよはき
なと云事こそありけれは云がたし弓を削て左
るつき事也されハ唯を云間敷なり

弓ノ村
撮藻集云弓此ものそぬくともまきハ弓弦
をつるとれハふなりいつもハきりこのはれ

弓杖
長門本平家物語云 足利又太郎 宇治河渡舟 三百余き一
騎もあかつなりよりて五六段斗ながれて向の
への岸にさつてはきてあふりあがて踏たり
弓杖つきて馬の足休ませて左の手物の手

ひたゝれのす

源平盛衰記云宇治合戦條足利又太郎ハ西ノ岸ニ打上ヲ。鐙フンハリ弓。扙突キ物具ノ水ハシラカシ鐙突ス鎧赤威ニ金物ヲ打ツマタ已時トツヽニシ白星ノ甲居頸ニ着ナシ大中黒ノ廿四サシタル矢首高ニ負ヒ滋藤弓ノ真中取リ紅ノ布露懸テ連錢葦毛ノ馬ノ太クタ逞ニ金伏輪ノクラ置テソノリタリケル

十六、廿八丁
太平記云本間孫四郎遠矢條小早河七郎舟ノ舳ニ立出テ類ミク見所有テモ遊サレツル者哉サテモ御名字ヲハ何ト申候ヤラレ兼候ハヤト問タリケレハ本間弓。扙。ニスカリテ其身人数ナラヌ者ニテ候ヘハ名乗申共誰カ御存知候ヘキ但弓箭ヲ取テハ坂東八箇國ノ兵ノ中ニハ名ヲ知タル者

者モ御座候テン
又云（三オ）（山門攻條）西國北國東海道ノ舩軍ニ馴タ
ル兵共ト覚テ（中略）漕雙ヘタル舩ニ射手ト
覚ヘタル兵数萬人掻楯ノ陰ニ弓杖ヲ突
テ横矢ヲ射ント構ヘタリ
又云（赤坂合戦條）赤坂ノ城近ク成ケレハ二人
ノ者共馬ノ鼻ヲ雙テ懸裹リ堀ノ際マテ
打寄テ鐙踏張弓杖突テ大音聲ヲ揚テ名
乗ケレハ武蔵國住人ニ人見四郎入道恩
阿年積テ七十三相模國ノ住人本間九郎
資貞生年三十七云々
又云（官軍引退箱根條）一條次郎三千余騎ニテ戦
ヒケルカ新田左兵衛督ヲ見テヨキ敵ト
思ヒケルニヤ馳雙テ組ントシケルヲ篠
塚中ニ隔テ打ケル太刀ヲ弓手ノ袖ニ受
留大ノ武者テカイ掴テ弓杖二丈計ソ投

タリケル

今川大双紙云弓杖をはなして馬に乗へき事
手綱を弓に取副弓と馬と我か身を三ッ談
輪にしてさて左手綱を同左の手にて前に執
副して乗へしさて弓を手綱と取はなしのり
すゑつけは此弓を返して左の手綱に執そへ
物好
一し

岡本記云右此弓にてあんばい後へ引事ハおほき
右の弓ハ後ろをおろしてすゑをすみ此うちに別
人ありしを何せしまへしこれ右此上にて
きつしあるへき故あつ後ろより一段のひし
秘口傳有

四十
供立日記云馬上にて弓を持事弓を持下
馬の時弓杖をつゝしつしかけ弦械さ後へおし
てはしつし乗またまもつくつる也

幾杖

宗中竹馬記云弓杖を箙杖と打はつし弓
まてあ也弦を取添て弓の中程を右乃手に
持て外竹を下へして本弭を先土に付て
柄うらはす弦立也腰をよくかゝめて畏るを
ぬ也おほちの有ては塀より箙杖とおて弓
立の遠さをも定むる也

箙 フクラ

小笠原入道宗貞記云弓杖に一ふて二ふて
らとゝいふ事有之一ふてとは一枚の事二ふて
ハ二枚乃事也さあるあしをとて三ふてある
とハいはす三枚よりハ以下清みていふ也
岡本記云弓にひつめ弓といふ事ハいぬ
おふ物の時用ゆる也然もこれ矢比清て
此時ひき浦へすゑてすつる矢あれハ又ん
こゝいてとまんなふの時射るこそ也
軍陣聞書云一ふてと云事ハ弓一張のこ

と也二ぬりくと云ハ二張の事也

幾張又幾挺

十六 源平盛衰記云 絹笠合戦條 大介ハ齡寄ルナラ
ハ暇アルマシ先ツ静ナル時舩兵粮ツカ
ハシテ酒肴埦飯舁キ居テ是ヲ勧ム
サテ下知シケル事ハ弓ヒタミカニ射者
ハ家子モ侍モ舎人草苅ニ至ルマテ汰置
弓ハ一人シテ二挺三張矢ハ四腰五腰モ
用意セヨ

判官物語云兎一説 眼条 にあんハらりくえみぬ
いふん(先)と何しきまく人ゝとやうれハさんハ
何事佰みつき四ところ一ちゑりやの一こうしあ
とのにさえよりゝこをやまれハ

四ノ四四ウ 吾妻鏡云文治元年八月廿四日甲戌下河
邊庄司行平蒙二帰参御免一自二鎮西一去夜参着
中略 今日参二営中一献二盃酒一二品出二御武州一北条

殿已下群参行平称九國第一進弓一張之處仰曰無左右匝領納之遣鎮西之東土悉無粮而弃大將軍多以帰参畢汝所領與西海已隔數箇日行程也全乗馬参上猶可謂不思議云々

又云文治三年八月廿日戊子民部大夫行景使者自土佐國参着以弓百張并奥鳥于物以下積一艘船進上之

弓袋

倭名類聚抄云弓袋説文云韔 音帳 和名由美布久呂 弓衣也唐式云弓袋

延喜兵庫寮式云凡御梓弓一張 中略 弓袋料紫表緋裏帛各一條 各長一丈一尺三寸廣八寸

平家物語云 の条 さてもこの新大なごんなりちか卿はたゞのくら人ゆきつなをよふて御へんをば一方の大将にたのむ也此事しおほせ

せつる孫あるハ国をもしらすたえたりよ
るしまつりことかれ給りふくて志ろめの
五十らんをくれなり
長門本平家物語云 兵衛佐殿 范頼条 武 はたけ山
次郎か従とのときさいの六郎ありときよ
ひて いひけるハ当時のせきんなりけりさまハいは
なりつしかも相模えす父方司叔父別当六
波羅にまいりけるハよきに相模のへきあハあ

多くも 三浦なる人ことにいくさしてなハ代
あさいハ三浦なる人てもいかをきぬいま佐
殿ろくせかりあしこともれほえすひとよすいき
んせんや とおかふなりいりて いひけれハなり
ときよ中けるハ佐殿ハ四代相傳のきみなり
とかくの儀にかなかるへきとして推参
あるへしとてゆかハさしめてほいりけれつの
ひ清かハされぬと相模えれとも中けれハ五百

後三年合戦繪巻物

よきみちに白旗白弓の箭をさしてまいりて
きさんにいるへきよしをそ申ける

酒呑童子繪巻物

源平盛衰記云熊野新宮軍條新宮十郎義盛コ
ソ高倉宮令旨ヲ給リ東國ニ下リ白旗白。
弓。袋。ニナリカヘリ平家ヲ亡サントスル
ナルカ那智新宮ノ大衆等源氏ノ方人セ
ントテ用意アルナレ

吾妻鏡云元暦元年八月八日甲子参河守
範頼為平家追討使赴西海午尅進發旗差
旗差之一人弓。袋。一人相並前行

吾妻鏡云文治五年九月廿日丁丑紀權守
波賀次郎大夫等勲功事殊蒙御感之仰但
不及賜所領被下旗二流被仰可備子孫眉
目之由云々小山下野大丞政光入道郎等
保志黒次郎永代六次池次郎等同賜旗弓
袋依勲功之賞下賜之由所被加銘也盛時
書之文治五年九月廿日云々
鎌倉年中行事云弓袋白練黄練菊トヂ八

黒皮ヲ可用
今川大双帋云弓袋の菊とぢ二ツ可付也三
ツ打ては打あまり一ツ付又中ニ一ツ付る事も
あり
撮藻集云弓袋乃事ながさハ弓乃なかさ
より一寸七分也ぬいはすて一布八十九とい
ふのあつさなりけり当世ニてハなきぬの也
つまくし代布乃なへきぬを可用ことそ

すのうらを一尺二寸ぬいあけてさしてし
其しけれとにこめんとさしすぬひはをかけ
去て上下清してこめんを中にうきまて
ことすぬひし上まにうきまてして二ツにおりて
おめの方にてあわせこなして一もちしこのて
そのあわせ所を別のかみはみそ出ひて
上のぬいめによりしむすひてつしてし上のひ
角を十二におりて可付こともいしるのひ

なさ一寸二分なるつ清きを字むされにうき
るてしわを一尺五寸斗手なるなつくし
て是はぬいのこしてうのきえにてむすひ
てそしなる色の事てきにはあさきあき
し二ツにそしとちを付てし是も墨染也
ひろさ長半むすひて長さ一寸をかりひく
丸やなみなるせうにようしみをむすふてし
又手袋のわをうはにて出ひてそく事も

けり

私刀記云公方様御弓袋ハ事遠く御成に
時ハ御持ハ冨士の御参詣之時も御弓袋乃
いろ赤根ニて御社ハ清かりし葉乃ハ地割
ハ紫緒の用ある事ハ儀ニても云し

道照愚草云弓袋ハ入身弓緒ハ人ニ持せ
ハ事もはり弓此こゝし　又外竹をさゝへ
成て如く弓袋を持事も在し略儀也

高忠聞書云弓袋乃色の事青黄赤白黒
にする也陣にても弓袋にハ白布をすへし
也其うちつゝ長さ一尺二寸ひろさ一寸二分
革ハこはん黒皮なるへし其うち切ぬる
布の長さも一尺二寸なるへし葉とちハ弓
袋をさしにあてゝこゝと二ツに付てくるしとち
此長さ三寸計にして糸にてぬひめに付
る也弓袋をハ九尺にて上をハまきなる也方

扨乃御弓袋をハ紫なり皮をハ黒皮なり
白紀皮にしする也弓袋をとむる事ハまたり
川むすひてとむる也又弓袋の緒を付る
党本なり長さ一尺二寸に〆二ヶ所二ヶ所ホて
けたの革ありとも也るにしてぬひ留〆
たとへの口に付る也其緒をとむる也
ハ如く結ひよむすひおなり
家中竹馬記云靫乃色ハ常ハ藤黄に

ニ深たるを用事上下ともニ鞆部音黄赤
白黒何も用也あし白地ハ軍陣の時なり
ともハ不可持黒きは軍陣ともに可持常
とも用也其外に色は軍陣の時ハ用いれ
常ニ用なり弓袋付る緒首に
出陣聞書云常の弓袋と軍陣の弓袋と共
さかりこの由薬に常のとは別前より軍
陣の時ハ平人も色白しに也

随兵次第云弓袋の事ハ公地家にハ将を
らしも持事当家にも軍陣の時ハ持
とする也白き布にてつけ其上ニ革地付
其うちニ革袋ハ革黒抜詰事つのれ
同じく弓弦も詰らす布袋其ひ弦むすひハ
せしゝある也みて布袋のきハ弓袋の上を
其ふ也
射御拾遺抄云弓袋の事ハ布にては布一枚

にして色白き事ハ其外ハいろ不定ぬい様
ハうらおもての方ニ引上也一尺二寸也布にて
ぬふす事しこめんなるのはゝ二重てひろさ
一寸にはゝきをとんおりうつしらに二重てう
はるまきの表ニ結様に結る是を
高さ弓袋革と云也と弓家の事云ふ本て
二とこるをとつし志きの弓袋ハゆてたす
の方をむすハすてるるハみてとちて也

ならすのきハをせぬ也
武雑記云武の引出物の時ゆかけして弓懐
にて弓を渡しゆへんするかのよし葉にさやうに
あるつきと存にハ袋ニ入ル事ハ頭次乃秘
地故実たるつきあかいさへあけハ書つき事
句論に可に渡時ハ上にあたり一尺ほとり
御様右の手にてとり左の手にてハ本はず
すをとりて左のひさを付き請取人の左
乃方へ出にて時請取人左の手をいたし出て
人の右の手本まきにあるてきを持て下
へ右の手を廻りにて請取にハ請取人ハ右
乃ひさを付きにまわし弓の弦等より
ふくにもちて出にで上下より口も上を
右の手にて先さけてもちあしをまもり
て渡るを我か身の一方へ成て出る
勝闘記云弓袋長サ一丈定リ也王ノ御袋

ハ紫ナルヘシ畳ハ三畳也若背ハ白カルヘシ又ハカキ染ニモスヘシ

弓袋之図

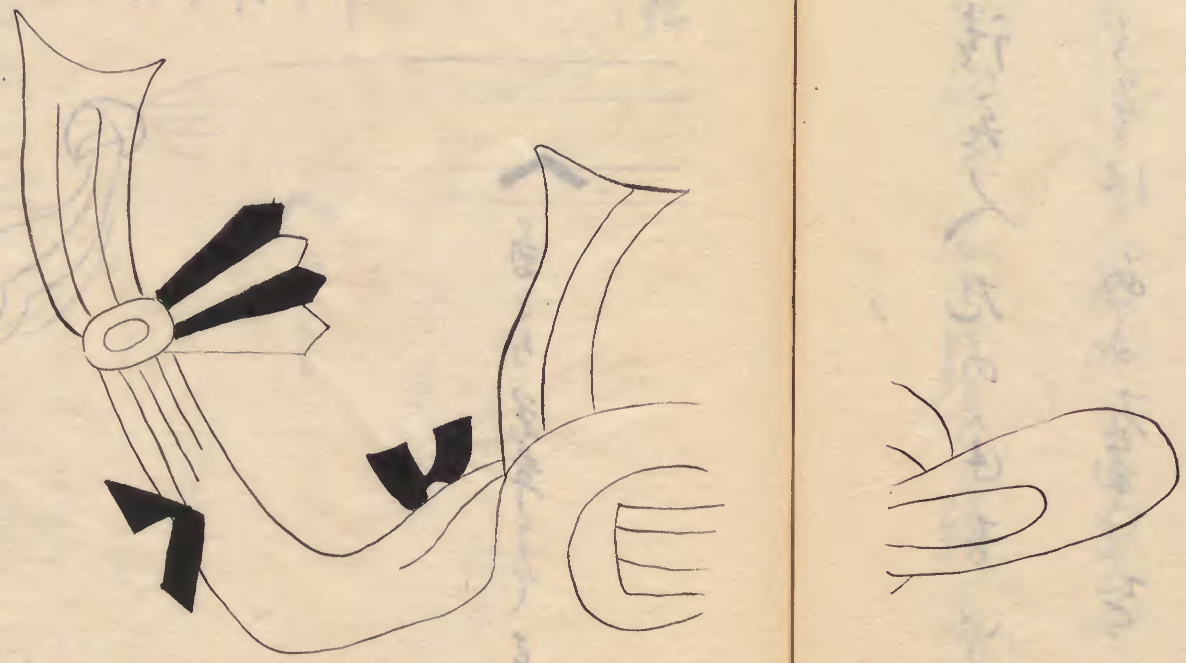

軍陣聞書云弓。袋。矢ほろを外何れも軍陣ハ方の物なるゆへに先さきへ刀をかりて連なりつるし板ふハ柳を用陽の木なるゆへ

八張弓ゝ巻云世平弓袋ニ入弓を云也神
事上洛弓ゝの時持也

弓袋ハさらし幅の
布を水色ニ染〆かと
し斗ふせぬいニ針
つゝひゝ三針さしつ
又ハ七五三ニつゝむべし
口伝多

弓袋ニハ残家の紋を

三所ゟ五所ニ可付紋
主の好ニよるべし

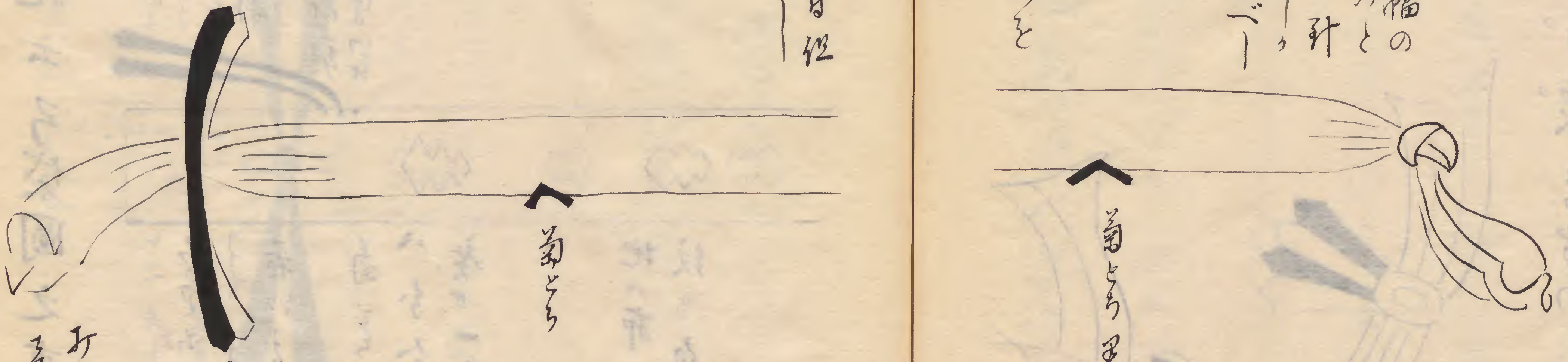

小笠原長時記云弓袋圖之事

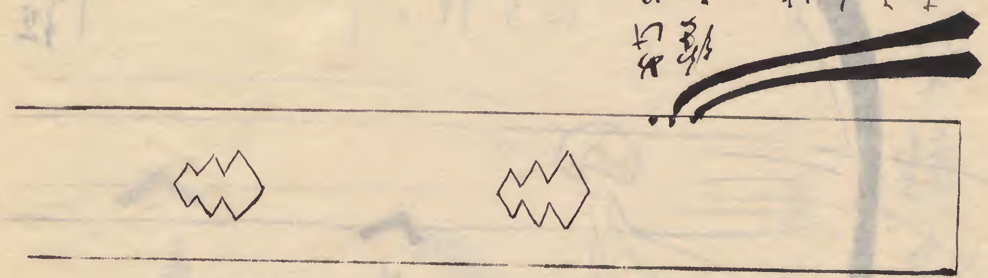

くゝりあまし六寸又八寸
これもすゝしにて出陣
肴組まて酒読てあるへし
菊とぢ右房一寸宛中ハ
八分合て二寸八分也
廣サ一寸也
地ハ布色ハこひあさき
紋も白し五所付也

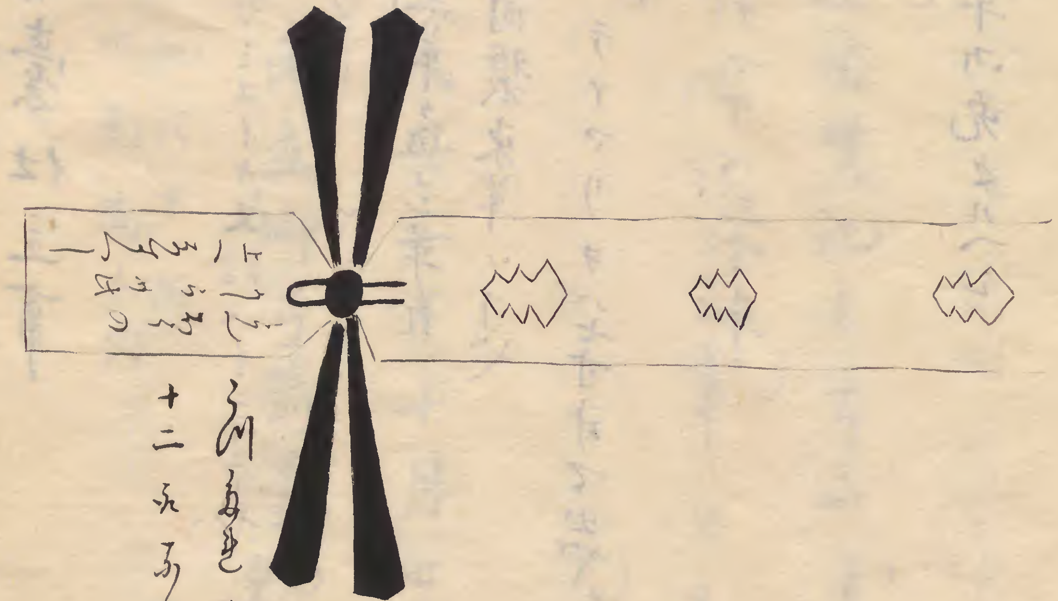

結ひも笠袋と同前也
ふかさ一尺裏表まひと
十二所あり

甲陽軍鑑ニ云櫜仕立事

縫ヤウハツマミヌイカ又袷ヌイニモスルヤ

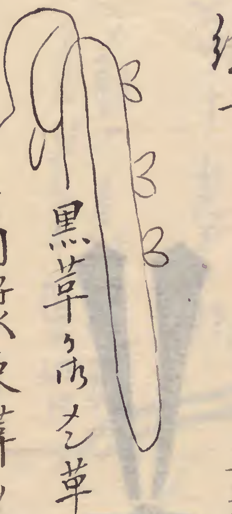

黒革ヲ以モ革也

右同装束革ノ事や

上ノクミリテアマリヲハ七寸計テ出やし（軍陣ノハ）

下モトハスノアマリハ三寸斗（可然ナリ）

（装束ノ）革ハ黒革ヲ以免タルヘシ

モト袋

小笠原入道宗賢記云弓ふすま袋と以事もさうたいと云事も不知候也

弓臺

本朝世記云久安三年十月廿九日今日有射場始事中略南立御弓箭臺弓臺置御弓矢臺立御矢有御鞆御弓懸御机以下所雑色等役之由見識人式

手筒

平治物語云 紀州ニテ 早馬来 ちくこのかみいへさた
なかひつを五十かうをもたせていれ
きたるかゝるときにあふてちをもくせれ
してなかひつのうせもちあつかうれと人
ゆけりたこゝにて五十まてもちよろひ五
十こしぬやをとりいたしてあてゝすつゆ
ゝはいんとはなはよろけのかはをつけてゆ
ゝをへさせならあらゆてまゝおもてしなり

けるいつきはさけめのいのひとつ〳〵にあり
ひとつあるひきてもろはきにやさゝ大志
ゆかんに清かつにはかりこそはへとや
ける

鎌倉年中行事云 公方様御發向儀 御沓役力者二人其跡ニ弓筒負タル中間十人モ廿人モ又ハ六人モ八人モ依ニ分限ニ可レ召具
弓掛

道照愚草云弓懸に弓弦かく緒にて手の方に
つけぬ事なり又つけざるも北の向に有之
なり
高忠聞書云弓ゆがけに弓弦かけるにはうち
はきの物にて北つけさるなり其外は一に世子細
なり
五
甲陽軍鑑云弓ゆがけ弦つけをさる事主の上には
ばかるゆゑ稲也

ヒツヒ
甲陽軍鑑云志つぴ長さ三尺六寸廣さは一
寸二分両方の端をくんにてつゝむなりと
まうちをせふて華の色は白革中はこみ
ん下は黒皮と心得へしたいゆう立附も
又本ゆるしのおは主タワル附も同前也

繋
和名類聚鈔云繋野王按繳音敬又音鯨和名由美太米

所以正弓弩（弩カ）也四聲字苑云檠（人久 支）以火屈申木也字亦作㯳訓（太無）

武家名目抄稿第六冊

圖書局文庫

明治十五年七月廿七日旧稿校正　志村貞廉

同年八月六日再校并書　日下部利博

同年同月七日以旧稿逐一校畢　花押

明治十六年八月

校合　鈴木行一

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan